

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二十卷 第六號

大正十年六月一日發行

論叢

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

社會的法的經濟學の考察

文學博士 米田 庄太郎

純理上より見たる財産重課の理由

法學博士 神戶 正雄

戰後獨逸の社會主義運動

法學博士 河田 嗣郎

時論

増俸の研究

法學博士 小川 郷太郎

說苑

我國農產物生産調査に就いて

法學博士 農學博士 高岡 熊雄

舊岩國藩の製紙原料保護政策

經濟學士 吉川 元光

所得と勞賃

經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上 肇

Zimmermannの政治測量

法學博士 財部 靜治

勞働組合主義變轉の傾向

法學博士 河田 嗣郎

附 錄

本誌第十二卷總目錄

社會的法的經濟學の考察 (一)

(獨逸經濟學に於ける一新傾向)

米田 庄太郎

第一節 現代の哲學と經濟學

却說前世紀の中頃以後殊に千八百八十九年代よりして、獨逸の哲學界に於ては新理想主義が勃興し來りて、大に勢力を振ふて來たのであるが、殊に勢力を有するは、西南獨逸派と稱せられるもの、及びマールブルグ派と稱せられるものである。而して此等二派の新理想主義哲學或は新カント主義の哲學は、諸般の科學の上に大なる影響を及ぼして來たのであるが、經濟學も矢張り其の影響を受け、此處に先づ經濟學の學的基礎を改造する爲めに、方法論上の議論が盛んに起つて來たのである。吾人は此の方法論的論争を研究すると、先づ西南獨逸派が其の認識論上より立てたる自然科學と歴史科學或は自然科學と文化科學との別が、如何に重大なる影響を及ぼして居るかを直ちに覺るのである。併し此處に西南獨逸派の哲學の及ぼせる影響は、該哲學の從來の傾向からしても推察され得る如く、主として方法論上の研究に止まつて居るかと思はれる。然るに

是れと異りて、マールブルグ派の哲學の及ぼせる影響は、矢張り該哲學の傾向からして推察され得る如く、只方法論上の研究に止まらず、更に經濟學の内容の上にも達して居る。而して余が本論文に於て論究せんとする社會的法經濟學或は經濟學に於ける社會的法の方針と稱せられるものは、即ちマールブルグ派の哲學の影響によりて發達し來れるものである。

今マールブルグ派の大家ルードルフ・シュタムラー氏が其の社會哲學上の名著「經濟と法律」(Rudolf Stammler, Wirtschaft und Recht)を公にされたのは、千八百九十六であるが、此の著作は其の後の社會的學問の發達に重大なる影響を及ぼして居るのである。(本書の要は拙著「晩近社會思想の研究」上巻參考)。先づ同氏は法學者であるから法理學の上に、大なる影響を及ぼし新カント派法理學が勃興して來た。(余がさきに京都法學會雜誌に於て公にせる論文「批判的法理學と社會學」參考)夫れより又社會主義の上に重大なる影響を及ぼし、新理想主義の社會主義の發達を大に助けた。(拙著「晩近社會思想の研究」上巻參考)而して同書の經濟學上に於ける影響も亦、直ちに現はれたのであるが、實に同書の公にされた年に公にされた、シュトルツマン氏の「國民經濟學に於ける社會的範疇」(Rudolf Stolzmann, Die Soziale Kategorie in der Volkswirtschaftslehre)は明らかに之を證明して居るのである。シュトルツマン氏は同書に於て經濟學上シュタムラーの社會哲學の要求に應じたと云ふて居る。尙ほ同氏は其の後公にされた著書及び論文(Die Volksw

irtschaft als Sozial-Ethisches Zweckgebilde. Versuch einer Sozial-Organischen Begründung der Volkswirtschaftslehre. 1909. Kritik des Subjektivismus an der Hand der Sozialorganischen Methode. Conrads Jahrb., 1914. Kritik des Objektivismus und Seine Verschmelzung mit dem Subjektivismus zur sozialorganischen Einheit. Conrads Jahrb., 1915.) に於て其の説を益々深く詳しく展開して居る。而して同氏は其の新方法を「社會有機的方法」(Die Sozialorganische)と稱して居る。併し同氏の研究も矢張り主として方法的に止まつて居るが、然るにシュタムラー氏の「經濟と法律」が公にされた翌年即ち千八百九十七年にコンラドの雜誌（ヤールブヒヒェン）に於て「經濟と法律」と題する論文を公にして、シュタムラーの根本思想、殊に國民經濟學の社會的法的基礎附けに賛意を表したカール、デイール氏は、其の後同方針に於て益々研究を進め、遂に千九百十六年に至つて、「理論的經濟學」第一卷「經濟學序論」(Karl Diehl, Theoretische Nationalökonomie. Erster Band: Einleitung in die Nationalökonomie)を公にし一新方針に於て經濟學の組織的改造を企だてゝ來たのである。尙ほ同氏は引き續いて第二卷生産論、第三卷循環論及び第四卷分配論を公にせんとすることを豫告されて居る。而して余は此處に同書によりて、デイール氏が社會的法的方針を稱せらるゝものゝ根本思想及び其の發生或は成立を究明し、且つ論評を試みたいと思ふのであるが、夫れに先だち此の新方針の名稱に附て少しく述べて置く。

さきに述べし如くシュタムラー氏の社會哲學の影響を受けて、最も早く經濟學の學的改造を企てたるシュトルツマン氏は、其の新方法を社會有機的方法と稱して居る。然るに此の有機的と云ふ語は、同方法の精神を誤解させる恐れがある。と云ふのは同方法は極力自然科學的方法を排斥せんとするものなるに、有機的と云ふ語は多分に自然科學的臭味を帯びるものであるからである。さればシュトルツマン氏も國民經濟は一の有機體として把握されねばならぬことを説いた後直ちに左の如く附言して居る。「是れ自然主義的誤解を始めから避ける爲めに一言辯じて置くが、此處に有機體と云ふは、吾人が其の進行に委す可き自然構成物と云ふ意味に解さる可きものでなく、一の歴史的に變動し得る目的構成物として、或は一の精神的創造物として解さる可きものにして、夫れは其の自然的に與へられたる一切の諸條件を要するに拘らず、一の人間の仕事にして、夫れ故に又人間によりて變更され改善され得るものである。」是れに依てシュトルツマン氏の社會有機的方法と稱するものゝ精神或は主旨はよく理解し得られるが、而も同氏自身も認める如く、此の語は自然主義的誤解を起す恐れがあるのである。そこでデイル氏はかゝる誤解を起す恐れある言葉を用ひるは穩當でないと考へ、社會的法の方針(Die Sozialrechtliche Richtung)と云ふ名稱を與へんとするのである。但し此の社會的法的或は社會法的把握とか、方針とか云ふ語は既にワグネル氏の用ひたるものにして、同氏の「經濟學原論」の中に左の如き文句が發見されるので

ある。「此處に從來の國民經濟學の缺陷が存するので、而して此缺陷は、近代に於て從來の箇人法的ソツメルヒトツツ(箇人權的)把握の代りに一層社會法的な把握を求め、從來の主として私經濟的な把握の代りに、嚴重に國民經濟的な把握を求めんとする努力に依て、經濟理論に於ても一般に感ぜられた。」(Wagner, Grundlegung der Politischen Ökonomie, 3. Aufl. 2. Teil.) 氏の云ふ社會的法的方針なるものは、シュタムラー氏の社會哲學を以て裏附けたものにして、ワグネル氏の云ふ意味よりは、遙かに深奥なるものである。而して余も亦此の新方針の名稱としては、シュトルツマン氏の社會有機的方法と云ふが如き、稍々曖昧な、又誤解を起す恐れある言葉よりは、デイル氏の主張するが如くに社會的法的方針と云ふ言葉を用ひる方が、穩當であらうと思ふ。是れ此の社會的法的方針なる語は、最とも簡明に、又卒直に、此の方針の社會的にして且つ法的たらんとする精神或は主旨を表示して居ると思ふからである。要するに今日獨逸の經濟學界に於て發達しつつある一新傾向、社會的法的方針なるものは、先づ箇人的見地を排して社會の見地を重んじ、自然科學の見地を排して社會學の見地(シュタムラーの云ふ意味)を力説し、而して更に特に法的見地を強調するものである。

是れよりデイル氏の上掲の著作によりて、先づ社會的法的方針の根本思想を簡單に説述し、次に其の發生或は成立を論究し、終りに其の根本思想を論評することとする。

第二節 社會的法的經濟學の根本思想

今ディール氏の論する處によると、社會的法的經濟學なるものは、先づ一切の國民經濟的現象は社會的協働の定まれる形式或は形體に結び付けるものであると考へ、而して國民經濟學は、經濟生活の法的に調整されたる、一定の組織或は體制の前提の下に起る、現象を説明す可きものである。

吾人は右の國民經濟的現象の概念に於て、先づシュタムラー氏の思想の影響を明らかに認めるので、夫れはつまりシュタムラー氏の社會概念及び經濟概念を遵奉するものである。(上掲拙著參考)ディール氏は夫れより同氏の主張する社會的法的方針の、最も重要な根本思想を、消極的方面と積極的方面とに大別して、簡明に論述して居るが、先づ氏が其の消極的方面に於ける根本思想と稱するものを述べれば左の如くである。

- (1) 箇人や箇人の慾望、本能等より出發する國民經濟學の總ての種類を排斥する事。國民經濟學は社會科學であり、又社會的協働より生起する現象を考察するものであるから、箇人經濟からの總ての出發點は不可能である。

- (2) 所謂經濟原則から國民經濟的智識を引き出さんとするを拒否すること。此の原則は夫れが

普遍妥當である以上は、人間の行爲一般に對する一の實利(效用)原則にして、技術的私經濟的考察にありては、一定の役目を演ずるが、併し決して基本的なる國民經濟的原則として、認め得られるものでない。此の原則は只經濟生活の法的組織或は體制と、結合することにて於てのみ承認され得るものである。

(3) 所謂經濟的法則なるものを設定せんとする總ての仕方を排斥する事。永續的な、常に同様な經濟的現象と云ふ様なものは、全く存在しないが故に、かゝる「法則」は不可能である。經濟的現象はまさしく研究される社會形體に應じて變るのである。眞實に一切の經濟的社會形體に共同的なるもの、例へば經濟的生産の一定の自然的制限の如きものは、夫れ自身に於て「自然的性質」を有し、自然科學的認識に屬するものにして、社會科學的認識に屬するものではない。箇々の經濟形體内にありては、常に只一定の規律性及び發達傾向が見定め得られるだけで、決して普遍的な經濟法則は設定されるものでない。而してかゝる法則が設定される場合には、夫れは人間の心理的或は物理的特性から、間違つた仕方で引き出されたのである。

デイール氏は右の如くに、消極的方面に於ける社會的法的方針の、最も重要な根本思想を論述して居るが、更に其の積極的方面に於ける、最も重要な根本思想として、左の二つの點を述べて居る。

(1) 社會的法的方針は其の名の表示する如く、積極的には先づ社會的考察法と法的考察法、即ち社會的にして法的なる考察法を意味する。夫れは先づ説明する可き現象の生起する、社會形體が與へられねばならぬことを主張する。此くて例へば封建的經濟形體、同業組合的經濟形體、私資本主義的經濟形態等を區別する。社會的法的方針は又同時に法的考察法である。是れ法的規範によりて、殊に私有財産の形式或は發達の仕方によりて、右の社會形體の一定の種類が構成されるからである。

(2) 社會的法的方針は更に從來屢々行なはれたる抽象的な經濟理論を排して、具體的な經濟理論を設定することを意味する。此の方針に於ては、經濟理論は一の假想的な經濟人より出發するのではなく、其の事實的な經濟的現象に於て研究される、一の具體的な社會形體から出發するが故に、其の理論は所謂「純」經濟理論に於て常に見るよりは大に現實的な生々した性質を有する。而して此の方法は一切の經濟現象の歴史的性質を力説するが、しかも夫れは決して只歴史的研究者の仕事のみを要求するのではない、隨ふて理論的研究を放棄するのではない、只理論的研究が他の基礎の上に置かれ、夫れは經濟生活箇々の時代内に於ける現象を説明する、任務を有す可きものにして、普遍的永久的な法則を設定する、任務を有す可きものではないことを、主張するだけである。さはれ理論は記述的研究に反して、結合、鏈結、結び付け

等を探究するのであるから、夫れは此の總括し包含する働きによりて、まさしく經濟理論を與へるのである。而して此の現實主義的理論に、理論的研究の性質を一般に認めまいとする人々は、つまり理論的研究と、經濟學の一定の自然科學的把握から生起する法則の探究とを、混同して居るのである。

却說以上述べし處に依て、社會的法的經濟學の根本思想は如何なるものであるかは、大體上理解される事が出来るが、併し其の一層深い意義は、ディール氏が更に進んで、上述の如き根本思想を有する社會的法的方針なるものが、如何にして發生して來たかを、論究して居る事を考察する事によりて、理解されると思ふ。それで次にディール氏は該方針の發生或は成立を如何に論じて居るかを調らべて見やうと思ふ。

第三節 社會的法的經濟學の發生

今ディール氏は社會的法的方針の發生を考究するに當て、先づ國民經濟學の箇人經濟的把握に對して社會的又は法的要素を重要視する傾向の發生に注目して居る。而してカール・ロドベルトを以て、先づ組織的な仕方にて、孤立經濟を出發點とすることの缺點を指摘し、社會經濟的考察法を輸入せる人と認めて、之れに對する彼の思想を究明して居る。

(一) ロドベルトス

夫れロドベルトスの論する處によれば、孤立經濟に於ても經濟的概念や經濟的發達が行なはれ得る。併し一般に經濟學者の研究して居る様な、國民經濟的概念や國民經濟的發達は、全く行なはれ得ない。國民經濟は分業を以て始めて生まれ、而して分業はまさしく孤立經濟を終らしめるのである。分業は國家(社會)經濟學の出發點である。是れ分業の本質は多數の人々が相互の爲めに、又相互に勞働すると云ふことにあるので、此くて分業と云ふ事には、孤立經濟の反對が含まれて居るからである。併し留針の製造を例としてアダム、スミスの與へたる分業の説明は、一の技術的或は生産經濟の説明に過ぎないものにして、其の深義は國家(社會)經濟的に究明されねばならぬ。而して分業は其の國家經濟的意義に於て唯一の國家經濟的基本關係、國家經濟學の唯一の原理にして、是れから總ての國家經濟的資料が自から流れ出で、又只是れのみから國家經濟に屬する資料が引き出されるのである。分業は法制や精神の交通の如くに、依て以て國家及び人類が必然的に結び付けられ、又歴史が其の目標に向つて動いて行く處の、三大基本關係の一である。

ロドベルトスは又國民經濟學に對する法律の重要を説いて居る。彼は國民經濟學は國民的財産及び國民的生産力の概念から、出發せねばならぬ事を力説したる後、「國民經濟的概念及び彼等の結合の、かゝる一般的論述の後に、如何にして國民的生産の指導及び運動并に國民的生産物の分

配は、成法の設定に依屬するかが證明さる可きであらう」と云ふて居る。尙ほロドベルトスは右の見地からして、經濟學上の自然法則なるもの、主張に對して、繰り返して何度も反對對して居るのである。

(二) カール、マールクス

カール、マールクスも亦、經濟學に於ける永久的自然法則の思想に反對して、國民經濟的現象の歴史的社會的性質を大に力説した。彼はマックス、アドラーの云へる如く、社會化せる人間の概念を、社會科學に輸入したのである。而して彼は總ての社會形體より切り離して、國民經濟的觀念を設定せんと欲する、多數の經濟學者の方法を排斥せんとしたが、殊に明瞭に舊資本概念の批判に於て之を企だてた。彼は生産されたる生産手段として、資本を表示せんとする普通の思想を排して、資本とはつまり商品の一總計、交換財の一總計、社會的量の一總計であると述べたのである。マールクスは彼の方法の一特徴として、或露西亞の批評家が指摘した事を、自から認めたか、其の批評の中には左の如く云はれて居る。「併し人々は、經濟生活の普遍的法則は、吾人之を現在に適用するか、又は過古に適用するかを問はず、同一であると云ふであらうが、是れまさしくマールクスの否定する處のものである。マールクに従へば、かゝる抽象的法則は存在しないのである。……彼の意見によれば、各歴史的時代は夫れ自身の法則を有する。……生活が一定の發

達時代を生き延び、一定の階段から他の階段へ移るや否や、夫れは又他の法則によりて導かれ始めるのである。」尙ほマルクスの遺稿の中に發見された「經濟學序論」（夫れは彼の大著作の序論とされる可きものであつたと云ふ）は、左の語を以て始まつて居る。「本研究の對象は先づ物質的生産である。社會内に於て生産する箇人、——隨ふて箇人の社會的に規定されたる生産が、自から出發點となるのである。スミスやリカードが、其の研究を始めた箇人的な、又孤立せる獸獵者や魚撈者は、第十八世紀の無創造的空想に屬するものである。……社會外にある孤立的箇人の生産と云ふは——夫れ自身に於て動的に既に社會的力を有せる文明人が、偶然荒野に投せられたる場合に起り得る稀有な事——人々が共に生活し、共に話すと云ふことなくして、言語が發達すると云ふのと、まさしく同様に無意味である。……此くて生産が論せられる時には、常に一定の社會的發達階段に於ける生産が、意味されて居るのである。」

右に述べし如く、マルクスは經濟現象の社會的性質を強調して居たのであるが、其の點に於てデイル氏はマルクスを以て、社會的法的方針の「先覺者」と認めて居るのである。

デイル氏は社會的法的方針の發生を論究するに當て、先づ其の社會的方針の最も重要な先覺者として、特にロドベルトスとマルクスとを擧げて居るが、次に其の法的方針の最も重要な先覺者として、ワグネル及びシユタムラーを擧げて居る。

(三) ワグネル

今國民經濟的現象に對する、法制の大なる重要を力説せる人として、先づワグネル氏が挙げらる可きである。而して其の點に於て、ワグネル氏はまさしく社會的法的方針の先覺者中に、數へらる可きである。確かに同氏は其の重要視する經濟心理學によりて、社會的法的方針から、根本的に離れて居る。併し同氏は其の「原論」に於て、法制の智識が、經濟現象の理解に對して如何に重要であるかを幾度も説明し、又經濟現象の法的方面を看過した事を、舊國民經濟學の缺點として論じて居る。而して此の見地からして同氏は其の「原論」の一部分を全く法的問題、殊に私有財産制及び自由、不自由等の問題に缺けて居る。尙ほワグネル氏は屢々自分の見地を社會法的と稱して居る。而して其の原論の中に左の如く論じて居る。「從來の組織的經濟學には、國民經濟及び殊に私經濟制の發達の法的基礎として、經濟法或は取引法の包括的論究は、國家に關するかゝる論究より、一層大なる度合に於てさへも缺けて居る。此の部分の對象は、少なくとも今此處に考究される如く、全體として、又有機的結合に於ては、國民經濟の見地からはモノグラフィ的にさへ、まだ取扱はれなかつた。此處に從來の國民經濟學の缺陷が存するので、而して此の缺陷は近代に於て、從來の箇人法的把握の代りに、一層社會法的な把握を求め、從來の主として私經濟的な把握の代りに、嚴密に國民經濟的な把握を求めんとする努力に依て、經濟理論に於ても一般に感ぜ

られた。……此の缺陷の除去、或は積極的に云へば、近世國民經濟の法的基礎として、殊に其の中に於ける私經濟制の法的基礎として、一般的經濟法、殊に取引法の國民經濟的に保持し得られる、一の理論を樹立することは、大なる又困難なる問題にして、其の解決は此處に組織的國民經濟學の爲めに、原論の此の第二部に於て企だてられる」のである。」

(四) シュタムラー

併し社會的法的方針は、千八百九十六年に現はれしシュタムラーの「經濟と法律」によりて、其の最もも強固な、又最もも持續的な基礎を與へられた。夫れ以前の何れの著作に於ても、一切の經濟的現象の社會的及び法的性質は、同書に於ては徹底的に且つ又鋭く力説されて居ない。又是れまで、國民經濟學の箇人經濟的及び技術的、自然科學的出發點が、其の缺陷及び誤謬に於て、さほど明瞭に、且つ深く排斥されなかつた。吾人は正當に本書を以て、眞に徹底的に社會的法的見地を唱へ、且つ之を認識論的に基礎附けた最初のものとして、表示することが出来るであらう。シュタムラーは本書に於て、一の社會哲學に基礎を與へんしたのである。詳しく云へば、人間の社會的生活が、如何なる基本的な形式的合法則性の下に立つかと云ふ問題に關する、學的研究に基礎を與へんしたのである。而して同氏は社會生活が吾人の認識の獨特な對象として、夫れが永續的形式的特質に於て、種々なる人々の單に物理的に過ぎない並立に、依て以て確實に對立

する様に構成される標準を、人間より發する處の人間の交通及び相互生活の規則(Regelung)に於て見出した。「相互に對する人間の關係の外部的規制は、始めて一の特殊な對象としての、社會生活の概念を可能ならしめる。夫れは形式的な一切の社會的考察が、其の特質に於て歸着する處の、最後の根源である。人間の共同生活の、一定の外部的規制の條件の下に於て、今社會學として、實質的特殊性に於て現はれ進み得る一の獨特な總合が、始めて概念に於て可能となる。」

シュタムラーはロドベルトスと同様に強く、孤立經濟を以て方法論的出發點となすことを排斥して居るが、併し社會的生活が、依て以て構成される標準の規定は、兩者に於て異なつて居る。

ロドベルトスは之を分業に於て、即ち箇人を相互に結び付け、經濟的關係に於て相互に依屬させ、此くて一人が總ての爲めに總てが一人の爲めに働かねばならぬ事となる處の、一の物質的紐帶に於て之を認めるが、シュタムラーは決定的要素を、一層正しく形式的規制に於て認めるのである。

以上述べ來りし處に依て、デイル氏が社會的法的方針と稱する經濟學上の一新方針は大體上如何なるものであるか、又夫れは如何にして發生し成立し來れるものであるかを、矢張り大體上説明したと思ふが、是れよりデイル氏の根本思想を批判的に考察し、一層同氏の思想を明らかにすると同時に、經濟學の方法論に關する愚見の一斑を述べたいと思ふ。